

銚田・大洗広域事務組合文書取扱規程

令和3年4月1日訓令第2号

(趣旨)

第1条 銚田・大洗広域事務組合の文書の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(文書の取扱い)

第2条 銚田・大洗広域事務組合の文書の取扱いについては、銚田市文書事務取扱規程(平成17年銚田市訓令第7号)の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。